



令和5年度

司法書士による **相談無料** **予約制**

相続・成年後見無料相談会



遺産分割・相続・遺言・贈与・終活や、高齢者・障がい者に関わる法律問題など、みなさまの身の回りでお困りになっていることはありませんか？

「福島県司法書士会」と「成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部」では、県内各地において下記日程により司法書士による無料相談会を開催します。相談は予約制。秘密は厳守いたします。

ご予約は  **0120-81-5539**

平日	10:00~12:30
	13:30~16:00

開催日	時間	会場		
10月 5日(木)	17:00~20:00	白河	マイタウン白河	白河市本町2
10月 5日(木)	18:00~20:30	郡山	郡山市労働福祉会館	郡山市虎丸町7-7
10月 7日(土)	13:00~16:10	福島	福島県司法書士会館	福島市新浜町6-28
10月 18日(水)	18:00~20:30	いわき	いわき市労働福祉会館	いわき市平字堂ノ前22
10月 21日(土)	13:30~16:00	会津	会津稽古堂	会津若松市栄町3-50

〈常設相談センター〉

ふたば災害復興支援事務所

〒979-0407 双葉郡広野町広洋台一丁目1番地89

ご予約は

TEL.0240-23-6454

平日 9:30~12:00
13:00~17:00

父親名義の土地の**相続登記**をしたいんだけど、手続きの方法がわからない。

相続手続き・遺言の

こんなお悩みございませんか？
すべて相談いただけます。

一人で暮らす母親が**認知症**で、今後詐欺に遭わないか心配

相続人間で**遺産分割協議**をしたいんだけど、弟が知的障がい者でどのように進めたらよいか？



元気なうちに**遺言書**を書いて、なるべく子供たちに負担をかけたくない。どうしたらよいか？



福島県司法書士会

— 司法書士は相談者の声をじっくり聴く法律家 —



(公社)成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部

後援：福島地方法務局

●相談会の予定は福島県司法書士会のホームページでも公開しております。

福島県司法書士会

で 検索



相続登記・後見制度に関するQ&A



Q.1

相続登記が義務化されるのは本当?いつからですか?

本当です。**令和6年4月1日**より義務化となります。



Q.2

義務化によって具体的に何が変わりますか?

不動産を相続した方は、原則としてご自身が相続人となる相続によって不動産の所有者となったことを知った日から、3年以内に相続登記をしなければなりません。正当な理由なくこれを怠ると、10万円以下の過料の罰則もあります。



Q.3

父が亡くなりました。母と私ときょうだいが相続人です。母は認知症ですが、長男の私が母の代わりに遺産分割することもできますよね?

たとえご家族であっても、任意に遺産分割のような行為を代理することはできません。お母さまに遺産分割協議をするために必要な判断能力が欠けている状態であれば、遺産分割のような法律行為は無効又は取り消しの対象となるおそれがあります。このような場合は、成年後見制度の利用をご検討ください。



Q.4

成年後見制度とはなんですか?

認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が十分ではない方を法的に支える制度です。成年後見人は、遺産分割の場面だけではなく、高額な契約や理不尽な契約をしてしまった場合などに、本人の利益や財産を守るために必要な対応をすることができます。

